

## 多様な教育機会確保法（仮称）の今国会での成立を期す要請文

2015年6月16日  
NPO 法人フリースクール全国ネットワーク  
多様な学び保障法を実現する会

去る5月27日、「超党派フリースクール等議員連盟」と「夜間中学校等義務教育拡充議員連盟」と合同で総会が開催され、馳座長より多様な教育機会確保法（仮称）の試案が示され、参加議員の了解とともに、立法チームが発足という段階にいたりしました。

日本に不登校が増加しはじめて40年、はじめは、首に縄をつけてでも学校復帰をさせようという対応がなされましたが、それでは苦しい状態に追い詰められる結果になる例も多く、30年前より学校外の居場所、学び場であるフリースクールが広がり、成長支援がおこなわれるようになりました。学校には行け（か）ないが、フリースクールでは安心、自信を得て、それぞれの個性やペースで元気に育ち、自立していきました。

しかし、フリースクールは、学校外でしたから、公的支援がなく、親はかなりの経済的負担に苦しみ、また運営も楽ではありませんでした。その上就学義務の関係で、通わない学校に籍を置く二重籍問題も生じ、そのための混乱やあつれきは、家庭と学校相互の関係にも不信を生じさせ、子どもに罪悪感も持たせました。

そこで私たちは、10数年前から、学校だけでなく、多様な学びが選べ、不利にならない仕組みを求めて活動してきました。幸いに超党派フリースクール議連の皆様のご尽力で法案の相談もでき、国会上程の寸前という段階を迎えております。私たちは、この法案に大きく賛同する立場から、今国会の成立を期し、次の事を要請いたします。

1. この法案の目的及び基本理念は大変良くできており、ひとりひとりの子どもの多様な学びを支援すること、国の責務が明記されたこと、基本方針を定める際、民間団体その他の関係者の意見も聞く、と位置付けられたことなど高く評価しております。なかでも、学校以外の場で学習することが正式に認められようとしていることは、いじめその他様々な事情で不登校となっている子どもとその保護者にとって、学び場が多様な教育機会の中から選べることになり、教員も無理に学校へ戻すのではなく、その子にあった選択を共に考えることになり、子どもの学ぶ権利がより前進すると考えられ、大変歓迎しております。
2. ここでご理解いただきたいのは、不登校の子が学習する学習場所は、座長試案に

示された「自宅」、「フリースクール等」、「教育支援センター」だけではなく、サドベリースクール、インターナショナルスクール、自主夜中、外国人学校などさまざまな場所で学んでいるのが実態であり、フリースクール等の「等」に入っているかもしれませんが、多様な学び場に線引きできないことをご理解いただきたいと思います。

3. 個別学習計画の作成にあたりましては、子どもの意思やニーズが最も尊重され、その子の個性や意欲を伸ばすため、多様性と柔軟性を持った支援としておこなわれること、ひとりひとりの子が安心と信頼を持って、学習計画作成に参加できるようになることを期待しています。したがって個別学習計画を審査する教育支援委員会には、多様な学びのあり方を理解し、支援できる人材の配置をお願いいたします。
4. 学習支援に際して、家庭訪問が定期的に行われる案になっています。確かに虐待などの発見にも必要であります。過去の経緯から、子どもや保護者が恐怖感や拒否感を持っている場合には、その他の方法も考えながら幅を持って行われるようにしていただきたいと考えます。
5. 経済的支援は、今日重要であり、子どもの貧困問題はフリースクールでも直面しており、四苦八苦しつつ、子どもを支えてきました。一人ひとりの子どもが安心して学んでいけるように、学校教育と格差なく行われる支援が望ましいと考えます。ぜひ、具体的な財政措置がなされるよう切望いたします。

最後になりますが、この法律がひとりひとりの子どもの学ぶ権利を国が保障する形で起案されていることに強く賛同するとともに、これを真に実のあるものにするためには、福祉、その他様々な社会機関、親の会などとも連携し、それぞれの保護者が安心して子どもの学び・育ちにかかわっていけるよう進めていただきたく思います。私たちはこの法律の早期成立を強く望んでおります。議員の皆さんのご尽力をよろしくお願いいたします。